

返さなくてよいお金です



# 高校生の教育費を 応援します！



## 教材費等給付金（鳥取県高校生等奨学給付金）【家計急変】

授業料への支援金とは別のお金です。毎年度申請が必要です。

対象：年収約380万円未満世帯相当、年収約600万円未満の扶養する子どもが3人以上いる世帯相当となる見込みの世帯  
※教材費等給付金の通常給付を受ける場合は、家計急変世帯として受給できません。

詳しくは裏面へ →



## 対象となる世帯

令和8年7月1日までに収入が激減し、以下のどちらかに相当する世帯

- 年収約380万円未満世帯
- 年収約600万円未満の扶養する子どもが3人以上いる世帯  
※令和8年7月2日以降に家計急変した場合、随時申請が可能です。

## 必要書類

- 保護者全員の所得課税証明書
- 家計急変したことがわかる書類（例：離職票、雇用保険受給資格者証等）

※詳しくは育英奨学室までお問い合わせください。

## 支給金額

- ・ 国公立：10,100円～50,500円
- ・ 私立：10,420円～52,100円

※世帯収入・世帯構成によって変動します

※7月2日以降の家計急変で認定となった場合は月割りで給付します。

## 詳細・電子申請はこちら

教材費等給付金HPへQRコードを読み取ってアクセスしてください



教材費給付金QRコード

## 申請の流れ（7月1日までに急変した場合）

1

必要書類の用意

2

電子申請（7月）

3

審査

4

指定口座に振り込み  
10月～11月

## お問い合わせ

鳥取県教育委員会事務局人権教育課育英奨学室

対応時間：平日 9:00～16:30 ※土曜日・日曜日・祝日はお休みです

☎：0857-26-7541

## 申請締切

**令和8年7月31日（金）**

※随時申請は令和8年12月末まで受け付けます。